

令和3年度沼津市新しい働き方応援事業業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染拡大防止と経済活性化の両立のため、新たな日常の実現に向けた強靱かつ自律的な地域経済の構築に向けた取組として、新しい生活様式に対応した市内企業における新しい働き方を応援するための事業を一括して実施することを目的とする。

企業を取りまく状況においては、長期化が予想されている新型コロナ感染予防を図りつつ、社会経済との両立を進め、継続的に事業発展を進めていくために必要な方策として、新型コロナに伴い実施が広がったテレワーク等のデジタル技術を活用した多様な働き方、働き方改革を推進することにより、新しい日常に対応した、多様な人材の活躍を推進する就業環境を整備することが求められている。

また、新型コロナを期に東京圏等大都市圏への一極集中から地方への回帰、移住、副業、ワーク・ライフ・バランスの充実に関心を高めている動きが見られるなど、市内への移住・定着の推進、地方創生の実現のための施策として、市内への移住・定住希望者をひきつけるような、市内企業における魅力ある就業環境の整備を推進していくことが求められている。

そこで、市内企業を対象に、テレワーク等デジタル技術を活用した新しい働き方の導入促進に関する支援を一貫して行うことにより、withコロナの時代における、新しい働き方、人材確保策等採用力強化に向け、新たな日常に対応した働き方を支援することで、地域経済を支える市内企業における多様な人材の活躍推進、市内への移住・定住を希望する新たな労働人材確保につなげることを目的とする。

2 事業実施期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

3 業務概要

- (1) 新しい働き方、人材確保策等導入セミナーの企画運営
- (2) テレワーク等デジタル化活用アドバイザー派遣等の企画運営

4 業務の内容

次に掲げる事項を一体的に行うものとする。

(1) 新しい働き方、人材確保策等導入セミナーの企画運営

働き方改革の推進や新型コロナウイルスの影響を踏まえ、テレワークやオンラインを活用した採用、インターンシップ等、デジタル技術等を活用した新しい働き方や人材確保に関する取組が広がってきている。そこで、コロナ禍を踏まえた社会経済の両立にあたって、市内中小企業においても導入、実践可能なテレワーク等デジタル技術を活用した新しい働き方、働き方改革、人材確保強化の手法やメリットについて学び、市内企業への就職を希望する多様な人材にとって魅力的な職場を確保

していくための導入や実践、相談支援に関する内容を踏まえたセミナーを実施する。

ア 対象：市内企業（30社程度を目標）。

イ 実施期間：契約締結から令和3年7月までの間に1回以上

(2) テレワーク等新しい働き方活用アドバイザー派遣等の企画運営

テレワーク等の新しい働き方、人材確保策の導入や効果的な運用、利活用を希望する市内中小企業（支援対象企業）に対し、テレワーク等に関する専門家をアドバイザーとして派遣し、それぞれの企業に適したテレワーク等導入に係る準備や導入における効果的な運用・利活用等プランの構築など、新しい生活様式の実践に向けたコンサルティング支援を行う。

また、支援対象企業への支援の取組を通じた成果等が市内企業への波及効果につながるよう、テレワーク等デジタル技術を活用した新しい働き方導入のメリットを周知するための啓発資料を作成する。

ア 支援対象：テレワーク等の導入や運用・利活用に関する支援を希望する市内中小企業・小規模事業者等。

テレワーク等導入準備支援対象企業は、10社程度、テレワーク導入運用利活用支援対象企業は、3社程度を予定。

イ 支援内容：支援対象企業の取組に応じ、主に以下のコンサルティング支援を行うことを予定。なお、コンサルティング支援は、1社あたり3回程度（2時間/回）とし、原則として企業訪問、必要に応じてオンラインやメール、電話等によるサポートを実施する。

(1) 導入準備支援の例

- ・テレワーク等導入における基本方針や計画策定に関する支援
- ・テレワーク等対象業務の整理、対象者の選定、実施頻度の設定支援
- ・テレワーク等導入に向けた社内体制構築、システム等環境整備、社内労務管理やルール作りに関する支援
- ・テレワーク等導入に関する各種助成金制度についての助言

(2) 運用・利活用支援の例

上記(1)から継続して支援を希望する企業、及びより効果的なテレワーク等デジタル技術を活用した働き方の運用や、利活用を希望する企業を対象に、主に以下のコンサルティング支援を行う。

- ・テレワーク等導入に向けた社内体制構築、システム等環境整備、社内労務管理やルール作りに関する支援
- ・テレワーク等導入試行から初期運用に係る支援
- ・テレワーク等導入に対する課題検証、フォローアップ
- ・効果的なテレワーク等運用や利活用に関する支援

(3) その他

- ① 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、市と調整を図ること。
- ② 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、市と協議すること。
- ③ 受託者は、本業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。

5 実施体制

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、with コロナ時代の新たな日常における新しい働き方支援、働き方改革等に関する知識の習得、情報の収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を予算の範囲内で調達する。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して毎月報告を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者は、本業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

6 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

※ 各事業終了後、速やかに報告書を提出し、すべての事業終了後に最終の報告書を提出すること。

(内容) 業務実施記録、参加企業の募集チラシ、現場写真、結果報告、啓発資料、参加者アンケート分析結果、その他関係資料

7 業務実施上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、市と協議したうえで、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。